

別紙 4

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
3001	厚岸町教育委員会の会議への入場の制限	厚岸町教育委員会傍聴規則（平成4年厚岸町教育委員会規則第2号）	第3条	×ア	教育委員会管理課総務係	
3002	厚岸町教育委員会の会議場からの強制退場	厚岸町教育委員会傍聴規則（平成4年厚岸町教育委員会規則第2号）	第4条第3項	×ア	教育委員会管理課総務係	
3003	指定学校変更の許可の取消し	厚岸町立小学校・中学校通学区区域規則（平成5年厚岸町教育委員会規則第8号）	第6条	×ア	教育委員会管理課学校教育係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

①「○」 処分基準を設定している。

②「×」 処分基準を設定していない。

ア：処分基準が法令の定めにくくされているもの

イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの

ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの